

審査基準整理票

処 分 名	理容所の使用前検査確認		
根拠法令名	理容師法（昭和22年法律第234号）	（条項）第11条の2	
基準法令名	理容師法（昭和22年法律第234号） 理容師法施行規則 （平成10年厚生省令第4号） 大津市理容師法施行条例 （平成24年大津市条例第20号）	（条項）第12条 （条項）第26条、第27条 （条項）第3条	
所 管 部 署	健康保険部 保健所 衛生課 生活衛生係		
標準処理期間	14日	法定処理期間	—
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の名称【】 ・掲載図書等【開設届出等事務処理実務マニュアル【理容所編】】 ・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載 <p>〔理容所の検査確認基準〕</p> <p>理容所の使用前検査の確認は、理容師法第12条に規定する措置の基準、理容師法施行規則第26条に規定する清潔保持の措置の基準、理容師法施行規則第27条に規定する採光、照明及び換気の実施基準並びに大津市理容師法施行条例第3条に規定する理容所について講ずべき衛生上必要な措置の基準に適合することを基準とし、審査基準が記載されている上記書類に則り審査するものとする。</p> <p>なお、当該書類については、担当課の事務所に備え置く。</p> <p>ただし、大津市理容師法施行条例第3条第1項第1号及び第6号の規定は、特別の事情によりこれらの規定によりがたい理容所で、市長が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。</p>			

参考

[根拠法令]

《理容師法》

第 11 条の 2 前条第 1 項の届出をした理容所の開設者は、その構造設備について都道府県知事の検査を受け、その構造設備が第 12 条の措置を講ずるに適する旨の確認を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

[基準法令]

《理容師法》

第 12 条 理容所の開設者は、理容所につき左に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 常に清潔に保つこと。
- (2) 消毒設備を設けること。
- (3) 採光、照明及び換気を充分にすること。
- (4) その他都道府県が条例で定める衛生上必要な措置

《理容師法施行規則》

(清潔保持の措置)

第 26 条 法第 12 条第 1 号に規定する清潔の保持のための措置は、次のとおりとする。

- (1) 床及び腰板にはコンクリート、タイル、リノリューム又は板等不浸透性材料を使用すること。
- (2) 洗場は、流水装置とすること。
- (3) ふた付きの汚物箱及び毛髪箱を備えること。

(採光、照明及び換気の実施基準)

第 27 条 法第 12 条第 3 号に規定する採光、照明及び換気の実施の基準は、次のとおりとする。

- (1) 採光及び照明 理容師が理容のための直接の作業を行う場合の作業面の照度を 100 ルクス以上とすること。
- (2) 換気 理容所内の空気 1 リットル中の炭酸ガスの量を 5 立方センチメートル以下に保つこと。

《大津市理容師法施行条例》

(理容所について講ずべき衛生上必要な措置)

第 3 条 法第 12 条第 4 号の条例で定める衛生上必要な措置は、次のとおりとする。

- (1) 理容所の床面積は、10.7 平方メートル（理容の用に供する椅子が 2 脚を超えるときは、10.7 平方メートルに 2 脚を超える 1 脚ごとに 3 平方メートルを加えた面積）以上とすること。
- (2) 待合所は、理容を受けている者以外の者をみだりに出入りさせないように作業所と区画すること。
- (3) 消毒された器具と消毒されていない器具とを区別して保管することができる設備を設けること。
- (4) 理容の用に供する椅子の数に応じて十分な数量の布片及び器具を備えること。
- (5) 外傷に対する応急処置に必要な薬品及び衛生材料を備えること。
- (6) 衛生的な給水設備及び排水設備を設けること。

2 前項第 1 号及び第 6 号の規定は、特別の事情によりこれらの規定によりがたい理容所で、市長が衛生上支障がないと認めたものについては、適用しない。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。